

栃木県済生会宇都宮病院 初期臨床研修医公募規程

(平成 24 年 4 月制定)

1. 応募資格

- ・ 医師免許取得者又は医師国家試験合格見込み者

2. 募集定員

- ・ 12名

※ 募集定員については、毎年、研修管理委員会にて検討する。

3. 研修期間

- ・ 2年間

4. 処 遇

1) 身 分

- ・ 栃木県済生会宇都宮病院職員（常勤）とする。

2) 給 与

- ・ 研修医の給料は基本給、超過勤務手当、宿日直手当、救急勤務手当、期末手当、住宅手当、通勤手当、扶養手当とする。
- ・ 基本給は、研修初年次月額 350,000 円、研修 2 年次月額 400,000 円とする。
- ・ 宿日直手当は、宿直又は日直 1 回あたり 15,000 円とする。
- ・ 土曜日の半日直については 1 回あたり 7,500 円とする。
- ・ 当直表に割り当てられているものを正規の宿日直とし、宿日直手当を支給する。
- ・ 宿日直 1 回につき、宿日直手当とは別に救急勤務手当を支給する。
- ・ 賞与は初年次 6 月支給 200,000 円、12 月支給 200,000 円、研修 2 年次 6 月支給 200,000 円、12 月支給 400,000 円とする。
- ・ 通勤手当は片道 2 km 以上の時に支給する。
- ・ 病院宿舎に入居した場合、住宅手当は支給しない。

3) 勤務時間

- ・ 平日 8 時 30 分～17 時 30 分（休憩時間 60 分）、
- ・ 土曜日 8 時 30 分～12 時 30 分
(1 週あたり所定労働時間 40 時間)

- 4) 休 日
 - ・ 日曜日
 - ・ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - ・ 年末・年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)
 - ・ 創立記念日(5 月 30 日)
創立記念日が日曜日にあたる場合は、その前日を休日とする。
 - ・ 4 週につき土曜日相当分 4 回

- 5) 有給休暇等
 - ・ 年次有給休暇、傷病休暇および特別休暇

- 6) 時間外勤務および宿日直
 - ・ 時間外勤務は臨床研修上有益と考えた場合に指導医が指示し、当直は月に 3～4 回。
原則として月 5 回以上の当直は行わない。

- 7) 宿舎及び病院内の個室
 - ・ 宿舎あり、病院内の個室は無し。(但し、総合医局内に研修医医局有り)

- 8) 社会保険
 - ・ 健康保健、厚生年金、労災保険、雇用保険：あり

- 9) 健康管理
 - ・ 年 2 回の健康診断、メンタルヘルスケアあり。

- 10) 医師賠償責任保険
 - ・ 病院として加入、個人加入は任意だが、加入を勧める。

- 11) 学会、研修会等への参加
 - ・ 可、病院の費用負担あり。
 - ・ 参加後は、当院の研修会・学会に関する報告書作成基準に従い、14 日以内に報告書を診療部長に提出する。

- 12) 研修補助
 - ・ BLS、ACLS、JATEC、FCCS の各コース 1 回ずつ受講料全額補助

13) 退職金

- ・退職金の支給はしない。
- ・初期臨床研修修了後も引き続き在籍した場合は、初期臨床研修の期間を除いた勤続年数に応じて支給する。

5. 臨床研修申込手続き

- ・当院において臨床研修を受けようとする者は、次の書類を定められた期日までに、人事課へ提出しなければならない。

- (1) 履歴書（指定書式あり）
- (2) 成績証明書
- (3) 卒業見込証明書
- (4) 健康診断書

6. 採用試験

- 1) 場 所 : 済生会宇都宮病院
- 2) 方 法 : 書類審査、面接、小論文 等

7. 採用方法

- ・医師臨床研修マッチングシステムを利用する。
- ・大学を卒業出来ない場合又は医師国家試験に不合格の場合は、採用を取り消す。

8. 勤務規律

- ・アルバイトは禁止とする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。